

## 総務委員会審査日程表

日時 令和4年3月2日(水)

午前9時開議

場所 第3・4委員会室

- 第1 陳情第6号 特別交付税の減税ペナルティー撤廃処置を図る陳情書
- 第2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度流山市一般会計補正予算(第15号))
- 第3 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度流山市一般会計補正予算(第16号))
- 第4 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度流山市一般会計補正予算(第17号))
- 第5 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度流山市一般会計補正予算(第18号))
- 第6 議案第6号 令和3年度流山市一般会計補正予算(第19号)
- 第7 議案第9号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第7号 流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第8号 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 所管事務の継続調査について

## 流山市手数料条例の一部を改正する

### 条例の制定について

#### (1) 改正理由

所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)の施行に伴う租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の改正により、優良宅地認定及び優良住宅認定に係る連結法人の根拠規定が削除されたため、所要の改正を行う。

#### (2) 主な改正の内容

別表第16中、優良宅地認定及び優良住宅認定の申請に対する審査の項目から、連結法人に係る規定を削除する。(手数料の変更はない。)

#### (3) 施行期日

令和4年4月1日(改正法の施行日と同日)



改正後			改正前		
供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	未満のもの		供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	未満のもの	
	造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき660,000円		造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき660,000円
	造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき870,000円		造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき870,000円
3 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、 <u>同法第31条の2第2項第15号ニ、同法第62条の3第4項第15号ニ又は同法第63条第3項第6号若しくは第7号ロ</u> に規定する住宅の新築が優良	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件につき6,200円	3 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、 <u>同法第31条の2第2項第16号ニ、同法第62条の3第4項第16号ニ、同法第63条第3項第6号若しくは第7号ロ</u> 又は <u>同法第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ</u> に規定する住宅の新築が優良	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件につき6,200円
	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	1件につき8,600円		新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	1件につき8,600円
	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	1件につき13,000円		新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	1件につき13,000円
	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	1件につき35,000円		新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	1件につき35,000円
	新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを	1件につき43,000円		新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを	1件につき43,000円

改正後			改正前		
な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査、	超え、50,000平方メートル以下のもの		な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	超え、50,000平方メートル以下のもの	
	新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき58,000円		新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき58,000円
4 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第40条の6第6項の規定による贈与税に係る納税猶予適格者及び同政令第40条の7第2項の規定による相続税に係る納税猶予適格者についての証明書の交付		1件につき300円	4 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第40条の6第6項の規定による贈与税に係る納税猶予適格者及び同政令第40条の7第2項の規定による相続税に係る納税猶予適格者についての証明書の交付		1件につき300円
5 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第23条の7第42項第1号及び第23条の8第32項第1号の規定による引き続き農業経営を行っている旨及び農業に従事している旨の証明書の交付		1件につき300円	5 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第23条の7第42項第1号及び第23条の8第32項第1号の規定による引き続き農業経営を行っている旨及び農業に従事している旨の証明書の交付		1件につき300円

流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、引用条項の整理を行うものである。

2 改正の背景

・現在の個人情報保護制度

適用主体	適用法令
民間事業者	個人情報の保護に関する法律
国の行政機関	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
独立行政法人等	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
地方公共団体	各地方公共団体の条例



・令和4年4月1日以降の個人情報保護制度

適用主体	適用法令
民間事業者	個人情報の保護に関する法律
国の行政機関	
独立行政法人等	
地方公共団体	各地方公共団体の条例（*）

\*令和5年4月頃（令和3年5月19日から起算して、2年を超えない範囲内で政令で定める日）から地方公共団体についても個人情報の保護に関する法律に一本化される。

3 改正の内容 別紙新旧対照表のとおり

4 施行期日 令和4年4月1日

流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を特定することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>2 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>3 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び流山市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）並びに議会をいう。</p> <p>4 この条例において「事業者」とは、事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を特定することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>2 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>3 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び流山市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）並びに議会をいう。</p> <p>4 この条例において「事業者」とは、事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>5～8 （略）</p>

管理職手当の上限額改定の概要  
 (議案第8号【改正概要】)

1 規則改正による管理職手当額の引上げ

現在の管理職手当の額を定めた平成20年度と比較して、本市の状況は大きく変わってきており、管理職員の職務・職責についても増加をしていることから、管理職手当の月額を引き上げることを想定している。

現行の額は、各級の中位の職員の給料月額に対して、8級:16%、7級:13%、6級:11%、5級:10%を乗じて算出した額としているが、近隣市及び類似団体の水準(表1)を考慮し、現行の率に対してそれぞれ+3%引き上げて算出した額(表2)とする。

表1 近隣市及び類似団体(※)の管理職手当の月額(部長相当の月額順) 単位:円

	部長相当	課長相当	課長補佐相当	管理主事相当
松戸市	114,000	80,300	57,500	
柏市	89,100	66,900	58,900	
佐倉市	88,500	66,500	53,200	
鎌ヶ谷市	84,600	66,400		33,200
習志野市	82,200	51,900		39,700
八千代市	81,900	55,300	44,300	
流山市	76,500	58,600	46,200	38,900
我孫子市	73,300	55,400	38,700	
野田市	73,300	54,200	42,100	34,800
平均	84,822	61,722	48,700	36,650

※総務省の指定する類似団体。人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)により分類される。



表2 管理職手当の引上げ案 単位：円

	8級 (部長等)	7級 (課長等)	6級 (課長補佐等)	5級 (管理主事、指導主事に限る)
現行	76,500	58,600	46,200	38,900
改正後	87,800 (+11,300)	69,700 (+11,100)	56,300 (+10,100)	48,500 (+9,600)

2 管理職手当の上限額の引上げ

条例で定められている管理職手当の上限率を、現在の16%から20%に引き上げる。引上げ後の上限額は表3のとおり。

表3 改正後の上限額 単位：円

	8級 (部長等)	7級 (課長等)	6級 (課長補佐等)	5級 (管理主事、指導主事に限る)
16% (現行)	74,976	71,392	65,792	63,680
20%	93,720	89,240	82,240	79,600

(近隣市の上限率)

松戸市：25%、柏市：20%、我孫子市・鎌ヶ谷市・野田市：18%

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当)</p> <p>第18条の2 管理又は監督の職にある者については、管理職手当を支給する。</p> <p>2 管理職手当の月額、管理又は監督の職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第18条の2 管理又は監督の職にある者については、管理職手当を支給する。</p> <p>2 管理職手当の月額、管理又は監督の職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>